明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働八九）　一
〔告　示〕
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働二四一）　一
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一三五二～一三五九）　四
〔公　告〕
諸事項　九
裁判所
破産、免責関係　五〇
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、公文書等の管理に関する株式会社日本政策金融公庫公示、弁理士登録、企業年金基金変更関係　五一
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　五五
会社その他
会社決算公告　五五

省　令

○厚生労働省令第八十九号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月十九日

厚生労働大臣　細川　律夫

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第四百十六号を第四百二十号とし、第三百七十一号から第四百十五号までを四号ずつ繰り下げ、第三百七十号を第三百七十二号とし、同号の次に次の二号を加える。

三百七十三　3―メチル―2―ブテナール

三百七十四　3―メチル―2―ブテノール

別表第一中第三百六十九号を第三百七十一号とし、第三百四十一号から第三百六十八号までを二号ずつ繰り下げ、第三百四十号を第三百四十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

三百四十二　1―ペンテン―3―オール

別表第一中第三百三十九号を第三百四十号とし、第二百九十八号から第三百三十八号までを一号ずつ繰り下げ、第二百九十七号の次に次の一号を加える。

二百九十八　ピラジン

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○厚生労働省告示第二百四十一号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。ただし、牛の肝臓、牛の腎臓、牛の食用部分及び豚の食用部分に残留するカラゾロールの量の限度並びに牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分及びその他の家きんの食用部分に残留するメフェンピルジエチルの量の限度については、公布の日から六月以内に限り、なお従前の例による。

平成二十三年七月十九日

厚生労働大臣　細川　律夫

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の⑴の表のイソプロチオランの項中「2ppm」を「米」に改める。

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の⑴の表のエチプロールの項中「10ppm」を次のように改める。

エチプロール	米
	大豆
	えだまめ

0.2ppm	
0.2ppm	
0.5ppm	